

長期履修学生要項

長期履修学生の定義

学則第28条の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により修学年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを希望した場合に、その計画的な履修を認めるものである。

対象者

学則第8条に定める入学有資格者のうち、職業を有している者又は長期履修が必要となる相当の理由を有する者を対象とする。

長期履修期間

3年から6年の範囲内で、各専攻が定めた履修モデルプログラムにより、1年単位で履修期間を定める。(出願者と相談の上)

授業料

長期履修学生として許可された者の学納金は、次のとおりとする。

$$\boxed{\text{各年度の学生納付金額} = \text{2年間合計額} \div \text{履修年数}}$$

※諸会費、履修費等については別に通知する。

申請方法

長期履修学生となることを希望する者は、毎年4月15日までに、下記の書類を教務課に提出する。

- ・長期履修願書(所定用紙)
- ・長期履修計画書(様式任意)
- ・長期履修が必要であることを証明する書類(在職証明書等)

長期履修期間の変更

許可された長期履修期間の短縮または延長を希望する場合は、2月末までに下記の書類を教務課に提出する。ただし、変更は1回限りとし学期途中の変更は認めない。

- ・長期履修変更願書(所定用紙)
- ・長期履修が必要であることを証明する書類

施行日 2015年 4月 1日

長期履修学生制度

3～6年かけて自分のペースでゆっくり学べます。

○長期履修学生制度とは

学生が、職業を有している等の事情により修学年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に学ぶことができる制度です。

例えば、1週間のうち3日就労し、2日は大学で授業を受け4年計画で卒業するなどです。



○長期履修学生制度のメリット

①1年分の学費負担が軽減します。

【例】保育士専攻で、4年間の長期履修学生制度の許可を受けた場合

区分	入学金	各年度の学納金納付金額				学納金総額
		1年目	2年目	3年目	4年目	
一般学生	250,000円	780,000円	780,000円			1,810,000円
長期履修学生 (履修期間4年の場合)	250,000円	390,000円	390,000円	390,000円	390,000円	

※上記の他に諸会費・履修費（取得希望資格で異なる）がかかります。

②資格もたくさん取得できます。

【保育専攻】 保育士、幼稚園教諭二種免許状、ピアヘルパー、リトミック指導者
小学校英語指導者、児童厚生二級指導員、他

【介護福祉専攻】 介護福祉士、社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー、音楽療法科目認定証、福祉住環境コーディネーター2級、他

③その他

修業年数の短縮または延長するなどの変更は、願い出により可能です。

○申請方法

長期履修学生となることを希望する者は、4月15日までに下記の書類を教務課に提出して下さい。

- ・長期履修願書（所定用紙）
- ・長期履修計画書（様式任意）
- ・長期履修が必要であることを証明する書類（在職証明書等）

○問い合わせ先

〒030-0961 青森市浪打2丁目6-32
青森明の星短期大学 教務課
TEL：017-741-0123